

従業員・元従業員 各 位

令和2年4月10日  
改定：令和2年4月13日  
改定：令和2年4月24日  
改定：令和2年5月 8日  
改定：令和2年5月21日  
改定：令和2年6月 1日  
改定：令和2年6月12日  
改定：令和2年10月23日

## 破産手続開始決定についてのご連絡

破 産 者 株式会社 MJG  
破産管財人 弁護士 三村 藤明

本書面では、従業員・元従業員の皆様に対し、破産手続について説明申し上げます。

株式会社 MJG（以下「MJG 社」）が破産手続開始決定を受けたのに伴い、誠に遺憾ながら、従業員、パート社員、アルバイト、内定者の方々については全員 MJG 社から解雇又は退職していただくを得なくなりました。

解雇又は退職に伴い、様々な手続がありますので、以下の Q&A をご参照ください。なお、解雇の対象となる方には別途解雇通知を郵送にてご送付しております。そちらを併せてご確認いただきますようお願い申し上げます。

また、退職者（本日までに既に退職届を提出済みで退職日が到来している方）の方々におかれましても、以下の Q&A をご参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、2020年度の内定者の皆様につきましては、別途 Q&A を設けておりますので、そちらをご参照ください。

もっとも、以下には従業員の一部の方には該当しない事項等も記載されている可能性があることにご留意ください。

何卒、今後の管財業務にご協力くださいますよう、宜しく願い申し上げます。

Q1 未払いの賃金はいつ支払われるのでしょうか。

A1 未払給料等（「未払賃金」といいます。）については、原則として、労働者健康安全機構の未払賃金の立替払制度により、**退職日の6か月前の日から退職日までの未払賃金総額の8割の額**（ただし、年齢に応じて一定の上限額があります）の支払を受けることができます。その方法は、Q2をご覧ください。

Q2 立替払いを受ける方法を教えてください。

A2

(1) 当職が「未払賃金立替払請求書・証明書」（未払賃金の立替払事業様式第7号）に必要事項を記載のうえ、当職から、退職者に対して郵送にて、交付いたします。

(<https://www.johas.go.jp/chinginengo/miharai/tabid/418/Default.aspx>)

(2) 「証明書」の左半分の「未払賃金の立替払請求書」（未払賃金の立替払事業様式第9号）及び「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」に必要事項を記入して、これらの書類を合わせて労働者健康安全機構へ提出します。

(3) 審査の上、要件を満たしていると認められた場合、請求者が指定した金融機関の口座に、未払賃金総額の80%または下記立替払の上限額のいずれか低い額を上限として立替払金が支払われます。

<限度額>

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	296万円
30歳以上 45歳未満	220万円	176万円
30歳未満	110万円	88万円

(4) その他、立替払いに関する詳しい情報については、労働者健康安全機構のHPをご覧ください。

(<https://www.johas.go.jp/>)

改定：令和2年4月13日

Q3 労働者健康安全機構からの支払いはいつ行われるのでしょうか。

A3

立替払いの手続きの流れは以下のようになります。

- ①管財人室で証明書を作成
- ②労働者健康安全機構へ送付し、事前審査
- ③事前審査後、管財人室から証明書を従業員の皆様に送付
- ④従業員の皆様が必要事項を記入の上、管財人室へ返送
- ⑤管財人室から機構へ提出
- ⑥機構から従業員の皆様へ支払い

すでに立替払いの対象となる従業員の皆様へ「未払賃金立替払請求書・証明書」の送付は完了しており、管財人室へ返送いただいた方への機構からの支払いも完了していると聞いております。

改定：令和2年10月23日

Q4 労働者健康安全機構から支払われない分の賃金は払われるのでしょうか。

A4 未払いの賃金については、優先的に支払われる債権（財団債権）とされています。

しかしながら、現時点では、本件のMJG社の破産手続で、どの程度の財産や債権があり、いくらで売却や回収できるか、わからない状況です。そのため、現時点で、未払いの賃金を支払えるのか否か、また、支払えるとしても、いくら支払えるのか、わからない状況にあります。今後の破産手続の進行状況については、適宜、従業員・元従業員の皆さまにお知らせする予定です。

Q5 勤務している店舗が以前から休業していましたが、その期間の賃金は未払賃金の立替払の対象となりますか。

A5 店舗の休業は、MJG社の会社都合によるものであると考えられ、他方就業規則には休業手当に関する規定がないため、休業期間中の賃金についても、労働者との間で別途合意がない限り、MJG社に賃金全額相当の支払義務が生じます（民法536条2項）。

もともと、立替払制度の請求との関係では、労働者健康安全機構の運用上、休業期間中の賃金についてはその6割しか立替払いの対象とならないため、結果としてその更に8割の金額（賃金の48%）につき、上述の立替払制度により支払いを受けることができることになります。

立替払制度の対象とならない部分については、上述（Q4）の通り、財団債権となります。

改定：令和2年5月8日

Q6 退職日はいつになりますか。

A6 令和2年4月13日に、同年4月15日をもって、解雇する旨の解雇通知書を、当職より、郵送にてお送りいたしました。

なお、予告期間を置かない即時解雇となりますので、解雇予告手当（平均賃金の30日分）が発生しますが、これについてはQ7、Q8を参照ください。

改定：令和2年4月13日

Q7 解雇予告手当は立替払（Q2）の対象となりますか。

A7 なりません。立替払の対象外とされています。

Q8 解雇予告手当は破産財団から支払われますか。

A8 解雇予告手当は、未払の賃金同様、裁判所の許可を得て、財団債権となる予定です。

しかしながら、Q4の通り、本件のMJG社の破産手続で、この財団債権について、支払えるか否か、また、支払えるとしても、いくら支払えるのか、未だわからない状況にあります。

今後の破産手続の進行状況については、適宜、従業員・元従業員の皆さまにお知らせする予定です。

Q9 現在フランチャイズ店で働いていますが、今後も働けるのでしょうか。

A9 フランチャイズ店で勤務されている従業員の方々も、MJG社から雇用されているため、直営店同様、原則として解雇となります。

ただ、フランチャイズ店のオーナー様が事業を継続される場合には、新たに雇用契約をオーナー様との間で締結することにより、同じ店舗で継続して働くことは可能かと思われ

ます。  
各フランチャイズ店のオーナー様とご相談いただきますようお願いいたします。

Q10 従業員向けの説明会は開催予定でしょうか。

A10 昨今のCOVID-19感染拡大の状況及び政府の緊急事態宣言の発効を受け、従業員向けの説明会は差し控えさせていただきます。

Q11 離職票は、いつもらえますか

A11 既にすべての離職票の送付が完了しています。

改定：令和2年6月12日

Q12 失業保険は受給できますか。

A12 本日以前の1年間に雇用保険加入期間が通算6ヶ月以上ある方は、ハローワークにおいて手続きをすることで失業保険を受給できる可能性があります。

手続では、離職票・雇用保険被保険者証・印鑑・本人確認書類（運転免許証、住民票等）・縦3cm 横2.5cmの写真2枚・本人名義の通帳が必要です。受給額は退職前の給料のおよそ5割から8割程度です。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

Q13 会社で加入している健康保険組合（全国健康保険協会。略称：協会けんぽ）に加入していましたが、どうすればよいですか。

A13 会社で加入している健康保険組合（協会けんぽ）からは、脱退することになります。今後の健康保険については、次のいずれを選択していただくことになります。

- ① 現在の健康保険組合（協会けんぽ）の任意継続
- ② 国民健康保険への切替え
- ③ ご家族が加入している他の健康保険組合への加入（被扶養者）

① の任意継続を選択について、協会けんぽの被保険者期間が2か月以上あった場合には、任意継続被保険者制度を利用することで、引き続き2年間は個人で被保険者になることができます。

その場合、退職日から20日以内に、協会健保に対して、任意継続被保険者資格取得申請書を提出して手続を行ってください。

具体的な手続きについては、協会けんぽにお問い合わせをお願いします。

（協会けんぽ HP：<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）

- ② の国民健康保険に切り替える場合には、お住いの自治体の国民健康保険係に、切り替えの手続きについてお問い合わせをお願いします。
- ③ のご家族の健康保険に入られる（被扶養者）については、当該健康保険に係りに、加入の要件、切り替えの手続きについて、お問い合わせをお願いします。

上記の切替等の手続にあたり、「資格喪失証明書」を要求される場合があります。

その場合、破産管財人名義で「資格喪失証明書」を発行することはできますので、下記メールアドレス宛に、ご連絡お願い申し上げます

宛先：[MJG-info@amt-law.com](mailto:MJG-info@amt-law.com)

改定：令和2年4月13日

Q13-2 会社の健康保険証は、返さなくてよいのでしょうか。

A13-2 健康保険組合の資格喪失を行う必要がありますので、現在お持ちの協会けんぽの健康保険証（被扶養者がいる場合は全員分）を速やかに、下記住所に郵送にて送付してください。

【送付先】

〒100-8136 東京都千代田区大手町1-1-1  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
破産者株式会社 MJG 破産管財人 弁護士 三村藤明

追記：令和2年4月13日

Q13-3 会社の健康保険証はいつまで使えるのでしょうか。

A13-3 退職日または解雇日（令和2年4月15日）までは、現在お持ちの協会けんぽの健康保険証をご利用いただけます。

なお、健康保険の資格喪失日は、退職または解雇日の翌日です。

資格喪失日直後に診療を行う必要がある方におかれましては、Q13記載のとおり、①任意継続するのか（協会けんぽ (<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>) にお問合せをお願いします)、②国民健康保険に切り替えるのか（自治体の国民健康保険係にお問合せをお願いします)、または、③ご家族の健康保険に入られる（被扶養者）のか、ご選択いただいたうえで、早急に関係各所に切替方法等につきご相談いただくようお願い申し上げます。

追記：令和2年4月13日

Q13-4 会社が支払っていなかった健康保険料が個人に請求されることはありますか。

A13-4 健康保険組合加入中の健康保険料の支払義務は会社にありますので、未払の健康保険料の請求は会社に対してなされます。従業員の皆様個人へ請求されることはありません。

追記：令和2年5月8日

Q14 厚生年金に加入していましたが、どうすればよいですか。

A14 厚生年金からは脱退することになりますので、退職日から14日以内に、後日郵送する離職票と年金手帳、印鑑を持って住所地の市区町村役場に行き、届出をしてください。配偶者の方が第3号被保険者になっている場合、第1号被保険者への変更が必要となりますから、同時に手続きをしてください。詳しくは、住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

Q14-2 会社が支払っていなかった年金保険料が個人に請求されることはありますか。

A14-2 厚生年金加入中の年金保険料の支払い義務は会社にありますので、未払い分の請求は会社に対してなされます。従業員の皆様個人へ請求されることはありません。

追記：令和2年5月8日

Q14-3 厚生年金の受給資格との関係で、何月分までの年金保険料が支払済みと扱われますか。会社が年金保険料を支払っていなかったことにより支給年金が減額されることはありますか。

A14-3 厚生年金脱退日の前月分までの保険料が支払済みとなります。ここでいう脱退日は、解雇日又は退職日の翌日となります。すなわち、4月15日解雇の方については、3月分までの年金保険料が支払済みとなります。

また、会社が年金保険料を未払であったとしても、厚生年金の受給資格との関係では支払済みと扱われるため、厚生年金の支給額が減額されることはありません。

追記：令和2年5月8日

Q15 会社からの支給物を持っていますが、どうればよいですか。

A15 会社支給の携帯電話・パソコン・タブレットやオフィスの鍵などをお持ちの場合は、回収する必要がありますので、速やかにお申し出てください。

(破産管財人へのお問い合わせ先)

Mail: [MJG-info@amt-law.com](mailto:MJG-info@amt-law.com)

電話：03-6864-3011（平日9-17時）

以上